

2023 年 3 月 17 日

金融庁総合政策局リスク分析総括課
資金決済モニタリング室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）
に対する意見について

令和5年2月17日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙
のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申
しあげます。

以 上

「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)(14 資金移動業者関係)に対する意見

No.	該当箇所等	意見等
1	滞留規制	<p>2021年3月19日に貴庁のHPにて公表された『令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等』に関するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」には、「利用者から受け入れた資金の金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前と変わりありません。」との回答がある。また、資金移動業者に関する内閣府令第三十条の二の2では「資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがない認められるものについて、当該利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じなければならない。」とある。</p> <p>指定資金移動業者の口座への賃金支払を選択する労働者に対しては、使用者側から、労働者からの当該賃金支払の利用に関する同意を取る際、為替取引利用する範囲内とし、送金や決済等に利用しない資金を滞留させないことが必要であること、労働者が賃金支払を希望する賃金の範囲及びその金額(希望額等)については、労働者の利用実績や利用見込みを踏まえたものとする必要がある旨を説明することとなっている。しかし、賃金が継続的かつ自動的に資金移動業者の口座に支払われることにより、労働者が意図しない結果として、その預け入れられた資金の全てが為替取引目的に使用されず、為替取引と無関係な資金として資金移動業者の口座に資金が滞留するケースが発生しやすくなることも十分考えられる。加えて、賃金の範囲及びその金額(希望額等)についても、100万円以下であれば、高額な賃金の支払を継続的に行うことも可能となっており、こうした利用が行われた場合にも、資金移動業者の口座に資金が滞留するケースが発生しやすくなることも十分考えられる。</p> <p>こうした状況は、指定資金移動業者の数および指定資金移動業者の口座への賃金支払を利用する労働者の数が増えるほど、発生する「可能性」は大きくなると考えられ、仮に、こうした状況が発生した場合は、上記貴庁の回答のとおり、「出資法の預り金規制に抵触するおそれがある」と考える。</p> <p>このような資金滞留の「可能性」もあることを踏まえ、資金移動業者の口座への賃金支払いに関して指定を受ける資金移動業者は、こうした出資法の預り金規制に抵触するケースが発生しないよう、これらの資金の為替取引との関連性の有無を確認するための態勢を整備し、為替取引に用いられるものではないと認められるものについては、利用者への返還その他の当該資金を保有しないための措置を講じる必要があるという理解でよいか。また、今後、指定資金移動業者の口座への賃金支払の利用が拡大する可能性もあることから、貴庁としても、仮に、指定資金移動業者の口座への賃金支払に関して、出資法の預り金規制に抵触する予兆をとらえた場合には、事前に指導および監督を行うという理解でよいか。</p>
2	資金滞留に関するモニタリング状況の開示	<p>資金移動業者の滞留資金に関する貴庁のモニタリング状況に関する公表資料としては、2019年1月31日に開催された金融審議会「金融制度スタディ・グループ」(平成30事務年度第7回)において、貴庁から示された「資金移動業者の実態:利用者資金の残高」に関する資料のみであり、それを最後に実態調査の結果は公表されていない。公表された実態調査から4年が経過しようとしているとともに、2021年5月1日に改正資金決済法が施行され、今回、新たに2023年4月1日からは指定資金移動業者の口座への賃金支払が可能となることを踏まえ、再度、滞留資金に関するモニタリングの実態調査の結果を公表すべきではないか。また、こうした実態調査の結果は継続的に公表すべきではないか。</p>